

別表1-1 (第3条公定価格関係)

## 基本分単価、処遇改善等加算

## ①基本分単価

施設の所在する地域の区分と利用定員の区分並びに入所する児童の年齢の区分と保育必要量の区分に応じた、児童1人当りの月額単価。基本分単価の内訳は以下のとおり。

区 分		内 容
事務費	人件費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費(給食材料費、保育材料費等) * 3歳以上児:副食費、3歳未満児:主食費、副食費

## ②処遇改善等加算 I

基本分単価と同様の要素によって算定された児童1人当り月額単価に、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた加算率を乗じた額を児童1人当り月額単価に加算。

地域区分	事業類型	定員区分	年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算 I		
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	
16/100 地域	家庭的保育事業	5人まで		172,890	172,890	1,640 × 加算率	1,640 × 加算率	
	小規模保育事業A型	12人まで	1、2歳児	208,470	203,850	1,970 × 加算率	1,930 × 加算率	
			乳児	285,290	280,670	2,730 × 加算率	2,690 × 加算率	
		13人から19人まで	1、2歳児	163,960	161,040	1,530 × 加算率	1,500 × 加算率	
			乳児	240,780	237,860	2,290 × 加算率	2,260 × 加算率	
	小規模保育事業B型	12人まで	1、2歳児	183,270	178,640	1,720 × 加算率	1,680 × 加算率	
			乳児	243,290	238,660	2,320 × 加算率	2,280 × 加算率	
		13人から19人まで	1、2歳児	141,780	138,860	1,310 × 加算率	1,280 × 加算率	
			乳児	201,800	198,880	1,910 × 加算率	1,880 × 加算率	
	小規模保育事業C型	6人から10人まで		205,420	199,870	1,940 × 加算率	1,890 × 加算率	
			11人から15人まで		180,240	176,540	1,690 × 加算率	1,650 × 加算率
		事業所内保育事業(小規模保育事業A型基準)		5人まで	1、2歳児	377,630	366,530	3,670 × 加算率
			乳児		454,450	443,350	4,430 × 加算率	4,310 × 加算率
	1、2歳児(従業員枠)		317,200		307,880	3,670 × 加算率	3,550 × 加算率	
	乳児(従業員枠)		381,730		372,410	4,430 × 加算率	4,310 × 加算率	
	6人から12人まで		1、2歳児	208,470	203,850	1,970 × 加算率	1,930 × 加算率	
			乳児	285,290	280,670	2,730 × 加算率	2,690 × 加算率	
			1、2歳児(従業員枠)	175,110	171,230	1,970 × 加算率	1,930 × 加算率	
			乳児(従業員枠)	239,640	235,760	2,730 × 加算率	2,690 × 加算率	
	13人から19人まで		1、2歳児	163,960	161,040	1,530 × 加算率	1,500 × 加算率	
			乳児	240,780	237,860	2,290 × 加算率	2,260 × 加算率	
			1、2歳児(従業員枠)	137,720	135,270	1,530 × 加算率	1,500 × 加算率	
			乳児(従業員枠)	202,250	199,800	2,290 × 加算率	2,260 × 加算率	
	事業所内保育事業(小規模保育事業B型基準)	5人まで	1、2歳児	339,850	328,750	3,290 × 加算率	3,180 × 加算率	
乳児			399,870	388,770	3,890 × 加算率	3,780 × 加算率		
1、2歳児(従業員枠)			285,470	276,150	3,290 × 加算率	3,180 × 加算率		
乳児(従業員枠)			335,890	326,560	3,890 × 加算率	3,780 × 加算率		
6人から12人まで		1、2歳児	183,270	178,640	1,720 × 加算率	1,680 × 加算率		
		乳児	243,290	238,660	2,320 × 加算率	2,280 × 加算率		
		1、2歳児(従業員枠)	153,940	150,050	1,720 × 加算率	1,680 × 加算率		
		乳児(従業員枠)	204,360	200,470	2,320 × 加算率	2,280 × 加算率		
13人から19人まで		1、2歳児	141,780	138,860	1,310 × 加算率	1,280 × 加算率		
		乳児	201,800	198,880	1,910 × 加算率	1,880 × 加算率		
		1、2歳児(従業員枠)	119,090	116,640	1,310 × 加算率	1,280 × 加算率		
		乳児(従業員枠)	169,510	167,050	1,910 × 加算率	1,880 × 加算率		

地域 区分	事業類型	定員区分	年齢区分	基本分単価	
				保育標準時間認定	保育短時間認定
16/100 地域	事業所内保 育事業（定 員20人以 上）	20人から 30人まで	1、2歳児	158,750	141,590
			乳児	235,280	218,120
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	133,350 197,630	118,930 183,220
		31人から 40人まで	1、2歳児	141,680	128,810
			乳児	218,210	205,340
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	119,010 183,290	108,200 172,480
		41人から 50人まで	1、2歳児	136,980	126,690
			乳児	213,510	203,220
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	115,060 179,340	106,410 170,700
		51人から 60人まで	1、2歳児	128,580	120,010
			乳児	205,110	196,540
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	108,000 172,290	100,800 165,090
		61人から	1、2歳児	122,660	115,310
			乳児	199,190	191,840
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	103,030 167,310	96,860 161,140

処遇改善等加算 I	
保育標準時間認定	保育短時間認定
1,470 × 加算率	1,290 × 加算率
2,230 × 加算率	2,050 × 加算率
1,470 × 加算率	1,290 × 加算率
2,230 × 加算率	2,050 × 加算率
1,300 × 加算率	1,170 × 加算率
2,060 × 加算率	1,930 × 加算率
1,300 × 加算率	1,170 × 加算率
2,060 × 加算率	1,930 × 加算率
1,250 × 加算率	1,150 × 加算率
2,010 × 加算率	1,910 × 加算率
1,250 × 加算率	1,150 × 加算率
2,010 × 加算率	1,910 × 加算率
1,170 × 加算率	1,080 × 加算率
1,930 × 加算率	1,840 × 加算率
1,170 × 加算率	1,080 × 加算率
1,930 × 加算率	1,840 × 加算率
1,110 × 加算率	1,040 × 加算率
1,870 × 加算率	1,800 × 加算率
1,110 × 加算率	1,040 × 加算率
1,870 × 加算率	1,800 × 加算率

別表1-2（第3条公定価格関係）

### ③家庭的保育事業における加算

#### ③の1 資格保有者加算

家庭的保育者について保育士資格、又は看護師免許及び准看護師免許を有する場合には加算する。

基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
5,480	50×加算率

#### ③の2 家庭的保育補助者加算

家庭的保育補助者を配置する場合に利用児童数に応じて加算する。

利用児童数	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
4人以上	28,310	280×加算率
3人以下	24,130	240×加算率

#### ③の3 家庭的保育支援加算

家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に代替要員等に必要経費を加算する。

保育必要量区分	加算額
保育標準時間認定	52,230
保育短時間認定	46,680

#### ③の4 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
35,390	350×加算率

#### ③の5 減価償却費加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市は都市部）

基本分加算額
9,200

#### ③の6 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はA地域の都市部）

基本分加算額
51,600

別表1-3（第3条公定価格関係）

## ④家庭的保育事業における調整（減算）

### ④の1 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

調整（減算）額
6,170

### ④の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

保育必要量区分	減算（調整率）
保育標準時間認定	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{③の3家庭的保育支援加算}) \times 18 / 100$
保育短時間認定	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{③の3家庭的保育支援加算}) \times 19 / 100$

### ④の3 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合、土曜実施に係る費用を土曜日に閉所した日数に応じて調整（減算）する。

保育必要量区分	閉所した日数	調整（減算）額
保育標準時間認定	1日	1,280
	2日	2,560
	3日以上	3,830
	全て	5,110
保育短時間認定	1日	1,050
	2日	2,090
	3日以上	3,140
	全て	4,190

別表1-4（第3条公定価格関係）

## ⑤小規模保育事業A型・B型における加算

### ⑤の1 保育士比率向上加算

常態的に保育士比率が3/4以上の事業者に対して加算する。（B型のみ）

定員区分	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算I額
6人から12人まで	1、2歳児	12,600	120×加算率
	乳児	21,000	200×加算率
13人から19人まで	1、2歳児	11,140	110×加算率
	乳児	19,540	190×加算率

### ⑤の2 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて保育士・保育従事者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

事業類型	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算I額
小規模保育事業A型	1、2歳児	153,650	1,530×加算率
	乳児	76,820	760×加算率
小規模保育事業B型	1、2歳児	120,040	1,200×加算率
	乳児	60,020	600×加算率

### ⑤の3 夜間保育加算（A型・B型同額）

夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算I額
6人から12人まで	44,660	390×加算率
13人から19人まで	30,120	240×加算率

### ⑤の4 減価償却加算（A型・B型同額）

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市は都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から12人まで	3,000
13人から19人まで	1,900

### ⑤の5 賃借料加算（A型・B型同額）

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はA地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から12人まで	22,600
13人から19人まで	28,600

## ⑤の6 休日保育加算

休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用児童数の区分と処遇改善等加算率に応じて、各月初日の児童数で割り返した額を児童1人当月額単価に加算。なお、事業所内保育事業も対象とする。

※年間延べ利用児童数の区分は、市と協議・決定した休日保育の利用定員と過年度の利用率等を踏まえ、市の認定により決定。

小規模保育事業A型（事業所内保育事業における小規模保育事業A型）			
休日保育の年間延べ利用子ども数	基本分加算額	処遇改善等加算I額	1人当月額単価
～210人	262,800	2,620×加算率	$\frac{\text{基本分加算額} + \text{処遇改善等加算I額}}{\text{各月初日の利用子ども数}}$
211人～279人	281,400	2,810×加算率	
280人～349人	318,800	3,180×加算率	
350人～419人	356,100	3,560×加算率	
420人～489人	393,400	3,930×加算率	
490人～559人	430,800	4,300×加算率	
560人～629人	468,100	4,680×加算率	
630人～699人	505,400	5,050×加算率	
700人～769人	542,800	5,420×加算率	
770人～839人	580,100	5,800×加算率	
840人～909人	617,400	6,170×加算率	
910人～979人	654,800	6,540×加算率	
980人～1,049人	692,100	6,920×加算率	
1,050人～	729,400	7,290×加算率	

小規模保育事業B型（事業所内保育事業における小規模保育事業B型）

休日保育の年間 延べ利用子ども数	基本分 加算額	処遇改善等加算Ⅰ額	1人当月額単価
～210人	196,900	1,960×加算率	$\frac{\text{基本分加算額} + \text{処遇改善等加算Ⅰ額}}{\text{各月初日の利用子ども数}}$
211人～279人	210,300	2,100×加算率	
280人～349人	237,100	2,370×加算率	
350人～419人	263,900	2,630×加算率	
420人～489人	290,800	2,900×加算率	
490人～559人	317,600	3,170×加算率	
560人～629人	344,400	3,440×加算率	
630人～699人	371,300	3,710×加算率	
700人～769人	398,100	3,980×加算率	
770人～839人	424,900	4,240×加算率	
840人～909人	451,800	4,510×加算率	
910人～979人	478,600	4,780×加算率	
980人～1,049人	505,400	5,050×加算率	
1,050人～	532,300	5,320×加算率	

事業所内保育事業（利用定員20人以上）			
休日保育の年間延べ利用子ども数	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額	1人当り月額単価
～210人	262,800	2,620×加算率	$\frac{\text{基本分加算額} + \text{処遇改善等加算Ⅰ額}}{\text{各月初日の利用子ども数}}$
211人～279人	281,400	2,810×加算率	
280人～349人	318,800	3,180×加算率	
350人～419人	356,100	3,560×加算率	
420人～489人	393,400	3,930×加算率	
490人～559人	430,800	4,300×加算率	
560人～629人	468,100	4,680×加算率	
630人～699人	505,400	5,050×加算率	
700人～769人	542,800	5,420×加算率	
770人～839人	580,100	5,800×加算率	
840人～909人	617,400	6,170×加算率	
910人～979人	654,800	6,540×加算率	
980人～1,049人	692,100	6,920×加算率	
1,050人～	729,400	7,290×加算率	



別表1-5（第3条公定価格関係）

## ⑥小規模保育事業A型・B型における調整（減算）

### ⑥の1 連携施設を設定しない場合（A型・B型同額）

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
6人から12人まで	2,050
13人から19人まで	1,290

### ⑥の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の3夜間保育加算) × 9 / 100
	13人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の3夜間保育加算) × 8 / 100
小規模保育事業B型	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の3夜間保育加算) × 10 / 100
	13人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の3夜間保育加算) × 10 / 100

### ⑥の3 管理者を配置していない場合（A型・B型同額）

定員区分	調整（減算）額	処遇改善等加算I額
6人から12人まで	38,390	380 × 加算率
13人から19人まで	24,250	240 × 加算率

### ⑥の4 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合、土曜実施に係る費用を土曜日に閉所した日数に応じて調整（減算）する。

事業類型	定員区分	閉所した日数	減算（調整率）
小規模保育事業A型	6人から	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 3 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 5 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 6 / 100
小規模保育事業B型	6人から12人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 6 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 8 / 100
	13人から19人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 7 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算) × 9 / 100

### ⑥の5 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型	6人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤各種加算+⑥各種調整項目) × 82 / 100
小規模保育事業B型	6人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤各種加算+⑥各種調整項目) × 81 / 100

## ⑦小規模保育事業C型における加算

### ⑦の1 資格保有者加算

家庭的保育者について保育士資格、又は看護師免許及び准看護師免許を有する場合に加算する。

定員区分	資格保有者数	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
6人から10人まで	1人	2,190	20×加算率
	2人以上	4,380	40×加算率
11人から15人まで	1人	1,460	10×加算率
	2人	2,920	20×加算率
	3人以上	4,380	30×加算率

### ⑦の2 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
43,900	430×加算率

### ⑦の3 減価償却費加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市は都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から10人まで	3,600
11人から15人まで	2,400

### ⑦の4 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はA地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から10人まで	23,400
11人から15人まで	31,500

別表1-7（第3条公定価格関係）

## ⑧小規模保育事業C型における調整（減算）

### ⑧の1 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
6人から10人まで	2,460
11人から15人まで	1,640

### ⑧の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	減算（調整率）
6人から10人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I}) \times 8 / 100$
11人から15人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I}) \times 7 / 100$

### ⑧の3 管理者を配置していない場合

定員区分	調整（減算）額	処遇改善等加算 I 額
6人から10人まで	46,070	460 × 加算率
11人から15人まで	30,710	300 × 加算率

### ⑧の4 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合、土曜実施に係る費用を土曜日に閉所した日数に応じて調整（減算）する。

閉所した日数	減算（調整率）
1日	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑦の2障害児保育加算}) \times 2 / 100$
2日	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑦の2障害児保育加算}) \times 4 / 100$
3日以上	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑦の2障害児保育加算}) \times 6 / 100$
全て	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑦の2障害児保育加算}) \times 8 / 100$

### ⑧の5 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

定員区分	減算（調整率）
6人から10人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑦各種加算} + \text{⑧各種調整項目}) \times 90 / 100$

別表1-8（第3条公定価格関係）

## ⑨事業所内保育事業（小規模保育事業A型又はB型の基準適用）における加算

### ⑨の1 保育士比率向上加算

常態的に保育士比率が3/4以上の事業者に対して加算する。（小規模保育事業B型運営基準適用の事業所）

定員区分	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
5人まで	1、2歳児	19,610	190×加算率
	乳児	28,010	270×加算率
6人から12人まで	1、2歳児	12,600	120×加算率
	乳児	21,000	200×加算率
13人から19人まで	1、2歳児	11,140	110×加算率
	乳児	19,540	190×加算率

### ⑨の2 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて保育士・保育従事者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

事業類型	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
小規模保育事業A型 運営基準適用	1、2歳児	153,650	1,530×加算率
	乳児	76,820	760×加算率
小規模保育事業B型 運営基準適用	1、2歳児	120,040	1,200×加算率
	乳児	60,020	600×加算率

### ⑨の3 夜間保育加算

夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
5人まで	99,940	940×加算率
6人から12人まで	44,660	390×加算率
13人から19人まで	30,120	240×加算率

### ⑨の4 減価償却費加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市は都市部）

定員区分	基本分加算額
5人まで	7,300
6人から12人まで	3,000
13人から19人まで	1,900

### ⑨の5 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はA地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
5人まで	32,100
6人から12人まで	16,100
13人から19人まで	20,400

別表1-9（第3条公定価格関係）

⑩事業所内保育事業（小規模保育事業A型又はB型の基準適用）における調整（減算）

⑩の1 連携施設を設定しない場合（A型・B型同額）

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
5人まで	4,930
6人から12人まで	2,050
13人から19人まで	1,290

⑩の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型基準	5人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の4夜間保育加算) × 9/100
	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の4夜間保育加算) × 9/100
	13人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の4夜間保育加算) × 8/100
小規模保育事業B型基準	1人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の4夜間保育加算) × 10/100

⑩の3 管理者を配置していない場合（A型・B型同額）

定員区分	調整（減算）額	処遇改善等加算I額
5人まで	92,150	920 × 加算率
6人から12人まで	38,390	380 × 加算率
13人から19人まで	24,250	240 × 加算率

⑩の4 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合、土曜実施に係る費用を土曜日に閉所した日数に応じて調整（減算）する。

事業類型	定員区分	閉所した日数	減算（調整率）
小規模保育事業A型基準	5人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 1/100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 3/100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 4/100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 6/100
	6人から19人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 2/100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 3/100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 5/100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 6/100
小規模保育事業B型基準	1人から12人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 2/100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 4/100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 6/100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 8/100
	13人から19人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 2/100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 4/100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 7/100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③の2障害児保育加算+④の3夜間保育加算) × 9/100

⑩の5 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型基準	5人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③各種加算+⑩各種調整項目) × 61/100
	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③各種加算+⑩各種調整項目) × 82/100
小規模保育事業B型基準	5人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③各種加算+⑩各種調整項目) × 58/100
	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+③各種加算+⑩各種調整項目) × 81/100

別表1-10（第3条公定価格関係）

## ⑪事業所内保育事業（定員20人以上）

### ⑪の1 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて保育士を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
1、2歳児	153,650	1,530×加算率
乳児	76,820	760×加算率

### ⑪の2 夜間保育加算

夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算Ⅰ額
20人から30人まで	20,970	150×加算率
31人から40人まで	17,020	110×加算率
41人から50人まで	14,660	90×加算率
51人から60人まで	13,080	70×加算率
61人から	11,950	60×加算率

### ⑪の3 減価償却費加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市は都市部）

定員区分	基本分加算額
20人から30人まで	5,800
31人から40人まで	5,000
41人から50人まで	4,600
51人から60人まで	3,800
61人から	3,300

### ⑪の4 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はA地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
20人から30人まで	11,800
31人から40人まで	10,500
41人から50人まで	9,400
51人から60人まで	7,900
61人から	6,800

別表1-11（第3条公定価格関係）

⑫事業所内保育事業（20人以上）における調整（減算）

⑫の1 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
20人から30人まで	820
31人から40人まで	610
41人から50人まで	490
51人から60人まで	410
61人から	350

⑫の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	減算（調整率）
20人から30人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 12 / 100$
31人から40人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 11 / 100$
41人から50人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 15 / 100$
51人から60人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 14 / 100$
61人から	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 13 / 100$

⑫の3 管理者を配置していない場合（A型・B型同額）

定員区分	調整（減算）額	処遇改善等加算 I 額
20人から30人まで	17,660	170 × 加算率
31人から40人まで	13,240	130 × 加算率
41人から50人まで	10,590	100 × 加算率
51人から60人まで	8,830	80 × 加算率
61人から	7,570	70 × 加算率

⑫の4 土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する場合、土曜実施に係る費用を土曜日に閉所した日数に応じて調整（減算）する。

定員区分	閉所した日数	減算（調整率）
20人から40人まで	1日	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑪の1障害児保育加算} + \text{⑪の2夜間保育加算}) \times 1 / 100$
	2日	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の2障害児保育加算} + \text{⑨の3夜間保育加算}) \times 3 / 100$
	3日以上	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑪の1障害児保育加算} + \text{⑪の2夜間保育加算}) \times 4 / 100$
	全て	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑪の1障害児保育加算} + \text{⑪の2夜間保育加算}) \times 5 / 100$
41人から	1日	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑪の1障害児保育加算} + \text{⑪の2夜間保育加算}) \times 1 / 100$
	2日	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑪の1障害児保育加算} + \text{⑪の2夜間保育加算}) \times 3 / 100$
	3日以上	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑪の1障害児保育加算} + \text{⑪の2夜間保育加算}) \times 4 / 100$
	全て	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑪の1障害児保育加算} + \text{⑪の2夜間保育加算}) \times 6 / 100$

⑫の5 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

定員区分	減算（調整率）
20人から30人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 91 / 100$
31人から40人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 98 / 100$
41人から50人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 95 / 100$
51人から	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 96 / 100$

## 地域型保育事業におけるその他加算

### ⑬の1 処遇改善等加算Ⅱ

技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費として、副主任保育士等に対する処遇改善等加算Ⅱ-①と、職務分野別リーダー等に対する処遇改善等加算Ⅱ-②について、各々定められた額に対象となる人数A又はBを乗じて、それらを合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算する。

ただし家庭的保育事業及び利用定員5人以下の事業所内保育事業については、処遇改善等加算Ⅱ-①又は処遇改善等加算Ⅱ-②のいずれかを加算する。

事業類型	加算額
家庭的保育事業及び利用定員5人以下の事業所内保育事業	処遇改善等加算Ⅱ-① $48,900 \div$ 各月初日の利用子ども数 処遇改善等加算Ⅱ-② $6,110 \div$ 各月初日の利用子ども数
小規模保育事業A型・B型・C型及び利用定員6人以上の事業所内保育事業	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ-① $48,900 \times$ 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② $6,110 \times$ 人数B ※「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日 府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号（最終改正：令和3年7月16日 府子本772号・3文科初第691号・子発0716第2号）」に定められた人数A及び人数Bとする。

### ⑬の2 冷暖房費加算

夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について加算する。（川崎市はその他地域）

加算額
110

### ⑬の3 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況※に応じて必要な経費を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算する。（※延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入のうち複数の事業等を実施する場合は対象）

加算額
$160,000$ （限度額） $\div$ 3月初日の利用子ども数

### ⑬の4 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算する。

	加算額	
A	$(76,960 + 760 \times \text{加算率}) \div$ 各月初日の利用子ども数	Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設
B	$(50,000 + 500 \times \text{加算率}) \div$ 各月初日の利用子ども数	基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設
C	$10,000 \div$ 各月初日の利用子ども数	A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設

### ⑬の5 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合に、受審費用の一部として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算する。

※ただし、1施設に対し5年に1回の加算とする。

加算額
$150,000$ （限度額） $\div$ 3月初日の利用子ども数



地域型保育事業におけるその他加算②

⑭ 処遇改善等加算Ⅲ

地域区分	事業類型	認定区分	定員区分	年齢区分	加算式		
16/100 地域	家庭的保育事業	2号	5人まで		9,960	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算  ※2 平均年齢別利用子ども数については、別に定める  ×平均年齢別利用子ども数 ÷各月初日の利用子ども数	
	小規模保育事業A型	2号	12人まで	1、2歳児	6,850		
				乳児	9,110		
		3号	13人から19人まで	1、2歳児	5,170		
				乳児	7,430		
	小規模保育事業B型	2号	12人まで	1、2歳児	6,700		
				乳児	8,970		
		3号	13人から19人まで	1、2歳児	5,070		
				乳児	7,340		
	小規模保育事業C型	2号	6人から10人まで		8,440		
				3号	11人から15人まで		
		事業所内保育事業 (小規模保育事業A型基準)	2号				5人まで
				乳児	15,330		
	2号		6人から12人まで	1、2歳児	6,780		
				乳児	9,050		
	2号		13人から19人まで	1、2歳児	5,120		
				乳児	7,400		
	事業所内保育事業 (小規模保育事業B型基準)	2号	5人まで	1、2歳児	13,020		
				乳児	15,290		
		2号	6人から12人まで	1、2歳児	6,760		
				乳児	9,030		
		2号	13人から19人まで	1、2歳児	5,100		
				乳児	7,380		
	事業所内保育事業 (定員20人以上)	2号	20人から30人まで	1、2歳児	4,130		
乳児				6,400			
2号		31人から40人まで	1、2歳児	3,630			
			乳児	5,900			
2号		41人から50人まで	1、2歳児	3,590			
			乳児	5,860			
2号		51人から60人まで	1、2歳児	3,370			
			乳児	5,660			
2号	61人から	1、2歳児	3,220				
		乳児	5,490				

### 地域型保育事業におけるその他減算

⑮ 国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合

地域区分	事業類型	認定区分	定員区分	年齢区分	減算式	
16/100 地域	家庭的保育事業	2号	5人まで		1,230	$\times$ 年齢別平均利用児童延べ数 $\div$ 3月初日の利用子ども数 ※1 3月初日の利用子どもの単価から減算 ※2 年齢別平均利用児童延べ数については、別に定める
	小規模保育事業A型	2号	12人まで	1、2歳児	1,480	
				乳児	2,050	
		3号	13人から19人まで	1、2歳児	1,150	
				乳児	1,720	
	小規模保育事業B型	2号	12人まで	1、2歳児	1,230	
				乳児	1,750	
		3号	13人から19人まで	1、2歳児	990	
				乳児	1,510	
	小規模保育事業C型	2号	6人から10人まで		1,130	
		3号	11人から15人まで		1,020	
	事業所内保育事業 (小規模保育事業A型基準)	2号	5人まで	1、2歳児	2,250	
				乳児	2,750	
		2号	6人から12人まで	1、2歳児	1,290	
				乳児	1,810	
	2号	13人から19人まで	1、2歳児	990		
			乳児	1,500		
	事業所内保育事業 (小規模保育事業B型基準)	2号	5人まで	1、2歳児	1,810	
				乳児	2,270	
		2号	6人から12人まで	1、2歳児	1,030	
				乳児	1,490	
	2号	13人から19人まで	1、2歳児	820		
			乳児	1,270		
	事業所内保育事業 (定員20人以上)	2号	20人から30人まで	1、2歳児	1,070	
				乳児	1,710	
		2号	31人から40人まで	1、2歳児	850	
				乳児	1,500	
2号		41人から50人まで	1、2歳児	830		
			乳児	1,470		
2号		51人から60人まで	1、2歳児	790		
			乳児	1,440		
2号	61人から	1、2歳児	760			
乳児	1,420					

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
①給食費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの給食内容を向上させるため、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算する。	■単価 子ども1人当り 月額641円
②延長保育費	小規模A・B (事業所内A・B)	延長保育を実施する事業所に対して、事業所の各月の利用子どもの登録状況により基本分及び30分単位の加算分を加算する。	■単価 1事業所当り月額 基本分 (小規模保育A型) 250,000円
			加算分 30分延長 25,000円 1時間延長 87,000円 1.5時間延長 98,000円 2時間延長 109,000円
			■単価 1事業所当り月額 基本分 (小規模保育B型) 250,000円
			加算分 30分延長 25,000円 1時間延長 86,000円 1.5時間延長 96,000円 2時間延長 106,000円
		延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの。	【算定方法：単価×単位(30分を1単位)×利用子ども数】 ■単価 月額30分利用単価 障害児延長保育分 5,300円 生活保護・市民税非課税世帯 1,000円 30分を単価として、利用時間に応じて時間数を乗する。
③年休代替保育士雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各事業所に必要な条例上の保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算する。	■単価 基本分 加算分 月額1人当り 142,100円 + (6,600円 × 処遇改善等加算率) ■支給月数(上限) 給与分 賞与分 12か月 + 4.45か月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。※賞与の支給対象でない場合は賞与分は支給しない。
④看護師雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。※常勤非常勤を問わない。	■単価 月額1人当り 52,200円 看護師が配置されている場合のみ
⑤週40時間勤務保障費	小規模A・B (事業所内A・B)	常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、条例上の保育士(従事者)数十年休代替保育士分の臨時的任用保育士の雇用費を加算するもの。常態的土曜日減算の場合は対象外。	■単価 (小規模保育事業A型) 月額1人当り <b>12,760円</b> 年休代替保育士がいない場合は、条例上の保育士分のみ対象
			■単価 (小規模保育事業B型) 月額1人当り <b>11,810円</b> 年休代替保育士がいない場合は、条例上の保育士分のみ対象
⑥産休等代替職員雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替となる臨時的任用職員を雇用する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】 ■単価 以下の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算と10円未満切捨て)とする。 保育士(看護師)は、日額1人当り <b>10,640円</b> を限度とする。 保育従事者、その他の場合は、日額1人当り <b>9,120円</b> を限度とする。 ■対象職員数 産休・病休職員1人対し、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員1人とする。 ■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の84週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切り捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6か月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
⑦連携保育加算	小規模A・B (事業所内A・B)	連携施設に対する、保育内容の支援などの経費。毎月30,000円加算連携施設が公設公営保育所の場合又はサテライト型小規模保育事業補助金対象施設の場合は対象外。	■単価 1事業所当り 月額30,000円
⑧嘱託医手当	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。	■単価 1事業所当り 月額7,830円
⑨歯科健診事業費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。	■単価 1事業所当り 年額17,300円 健診実施後支払
⑩施設賃借料加算	小規模A・B・C	賃借物件により運営する事業所に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。	【小規模A・B型 算定方法】 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額 ■市が定める月の加算上限額 316,000円と実賃借料の低い方 ■当月の公定価格中の賃借料加算額 別表1-4に基づく賃借料加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。
			【小規模C型 算定方法】 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額 ■市が定める月の加算上限額 家庭的保育者数×50,000円と実賃借料の低い方 ■当月の公定価格中の賃借料加算額 別表1-6に基づく賃借料加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。
⑪8時間超保育実施加算	小規模C、 家庭的保育事業	公定価格中に含まれない8時間を超えて保育を実施する場合の人員費、補助者雇用費。利用子どもがいない場合は対象外	【算定方法：単価 × 家庭的保育者数 × 対象日数】 ■単価 家庭的保育者1日当り 1,181円 基本分 16時30分～17時までの保育を行う場合 家庭的保育者数 × 1,181円
			【算定方法：単価 × 対象回数(30分単位)】 ■単価 利用子ども1回当り(30分) 710円 8時30分～17時を超え保育を行う場合 利用子ども数一人当り 710円 × 回数(30分単位)
⑫家庭的保育支援加算	小規模C	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、補助者雇用費、連携施設等に関する経費 子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算する。	■単価 利用子ども1人当り月額 定員7人まで 23,300円 定員10人まで 16,100円 定員12人以上 13,000円
⑬補足給付	全類型	生保世帯対象 実費負担の補てんのための教材費等	■単価 利用子ども1人当り月額 2,500円
⑭衛生管理加算	全類型	利用する子どもの使用済み紙おむつを施設において収集し、法令等に従い適切な方法により処理等をするをもつて、保護者及び施設職員の負担を軽減させるために0～2歳児1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 利用子ども1人当り月額 254円

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
⑮給食費(事業所内20人以上)	事業所内(20人以上)	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額528円
⑯行事用給食費	事業所内(20人以上)	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額113円
⑰冷暖房費	事業所内(20人以上)	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額58円
⑱特別扶助費	事業所内(20人以上)	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当り月額単価を各月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑲一般生活費	事業所内(20人以上)	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額840円
⑳児童災害共済掛金	事業所内(20人以上)	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当り月額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	■単価 子ども1人当り 1回375円
㉑市障害児保育加算	事業所内(20人以上)	障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの <認定基準> ■重度:特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■中度:特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■軽度:身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども	【算定方法】 市が定める加算上限額 - 公定価格中の障害児保育加算額  市が定める月の加算上限額 対象児1人当り ■重度:月額212,000円 ■中度:月額169,600円 ■軽度:月額106,000円

別表 市加算運営費

㉒-1 延長保育費 基本分・加算分(事業所内20人以上のみ)

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費徴収分を除く)として、利用する子ども6人までの月額基本分と7人目から1人当りの月額加算分を加算する(利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分÷6人(小数点以下切捨て)×利用する子ども数とする)もの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
朝／夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から 1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から 1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から 1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から 1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から 1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から 1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から 1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から 1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		

㉒-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分(事業所内20人以上のみ)

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として、0.5時間単位で1人当り月額加算分を加算するもの

延長保育時間	加算分
0.5時間単位	1人当り月額 1,600円

㉒-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分(事業所内20人以上のみ)

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子ども(認定は㉑の認定に準ずる)に係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当り月額 5,300円
	1時間	1人当り月額 10,600円
	1.5時間	1人当り月額 15,900円
	2時間	1人当り月額 20,800円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
23 休憩・休息保育士 雇用費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの 処遇向上及び施設 職員の待遇改善を 図るため、各施設に 必要な条例上の保 育士(公定価格上、 3歳児配置改善加 算の対象となる施 設にあっては、当該 配置保育士数を含 む。以下同じ。)4人 につき1人の常勤保 育士の加配に要す る経費を加算するも の。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 基本分 加算分 月額1人当り 142,100円 + (6,600円 × 処遇改善等加算率) ■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準(公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、条例上の3歳児の配置基準を15:1に置き換えるものとする。以下同じ。)に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切り上げた人数を限度に、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士数を超えて配置されている常勤保育士(1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士をいう。以下同じ。)数とする。 ■支給月数 給与分 賞与分 12か月 + 4.45か月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数(半月単位とする。以下同じ)によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。
24 年休代替保育士 雇用費(事業所内 20人以上)	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの 処遇向上及び施設 職員の待遇改善を 図るため、各施設に 必要な条例上の保 育士その他公定価 格上の基準保育士 と休憩・休息保育士 を配置した上で、1 施設につき1人の常 勤保育士の加配に 要する経費を加算 するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 基本分 加算分 月額1人当り 142,100円 + (6,600円 × 処遇改善等加算率) ■対象職員数 各施設1人とする。ただし、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩・休息保育士の数を超過して配置されている常勤保育士がいる場合に限る。 ■支給月数 給与分 賞与分 12か月 + 4.45か月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。
25 看護師雇用補助 費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの 処遇向上及び施設 職員の待遇改善を 図るため、1施設に つき1人の常勤看護 師の配置に上乗せ して要する経費を加 算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り 52,200円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 給与分 賞与分 12か月 + 4.45か月 給与分は対象となる常勤看護師の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。
26 事務職員雇用費	事業所内 (20人以上)	事務の複雑化・電 子化等に対応する ため、事務職員の 雇用に係る経費を 加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り57,600円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 12か月とする。ただし、年間の運営月数が12か月に満たない場合は、当該運営月数とする。





別表 市加算運営費

⑳ 嘱託医手当(事業所内20人以上のみ)

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

項目	上段:加算額、下段:園医報酬基準額
嘱託医手当	月額 7,830円 (月額 21,400円)

㉑ 入園前健康診断手当(事業所内20人以上のみ)

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

項目	加算額
入園前健康診断手当	21,400円

㉒ 歯科検診事業費(事業所内20人以上のみ)

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

項目	加算額
歯科検診事業費	年額 28,000円

㉓ 市休日保育加算(事業所内20人以上のみ)

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

項目	加算額
市休日保育加算 (障害児受入分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加算単価 日額4,240円</li> <li>■加算条件 障害児の認定は、㉑の認定基準に準じて、別途行うものとする。</li> </ul>